

FCTC第8条「受動喫煙からの保護」履行のためのガイドライン

Guidelines for implementation Article 5.3, 8, 9, 10, 11, 12, 13, 14* (2011)

WHO Framework Convention on Tobacco Control

Guidelines for implementation

2011年、第2回締約国会議で採択

2007年、第2回締約国会議で採択

2011年、ガイドラインとして発表

http://www.who.int/fctc/protocol/guidelines/eng/protocol_guidelines_2011/en/index.html

- 喫煙室や空気清浄機の工学的対策では、受動喫煙を防止できない
- 100%屋内禁煙以外に手段はない

FCTC第8条「受動喫煙からの保護」履行のためのガイドライン

Approaches other than 100% smoke free environments, including ventilation, air filtration and the use of designated smoking systems or rooms, have repeatedly been shown to be ineffective and there is conclusive evidence, based on animal and human studies, that engineering approaches do not protect against exposure to tobacco smoke.

● 100%屋内禁煙以外に手段はない

FCTC発効から5年以内=2010年2月27日までに飲食店を含め、法律で屋内禁煙とすることを求めている。

諸外国ではレストラン・バー(居酒屋)も屋内全面禁煙化が進行。

FCTCが entry into force for that Party.



増税の次に必要・有効な対策

① 非喫煙者の保護
② 禁煙企図を高める

2 受動喫煙防止対策

Fact sheet

KEY FACT (要約)

- 受動喫煙による健康影響の発生率は高く、周囲の人の健康に悪影響を及ぼす
- 受動喫煙のために年間 6800 人が死んでいる
- 受動喫煙は他者危害であり、その対策が必要である
- たばこの煙は PM2.5 であり、超微粒子汚染よりもさらに室内空気汚染のほうが深刻
- 喫煙室では受動喫煙防止の効果は不十分、建物内全面禁煙が有効

2 現状はどうか?

健康増進法 第25条 2003年5月1日

学校、体育館、病院、劇場、観覧場、集会場、展示場、百貨店、事務所、官公庁施設、飲食店、その他の多数の者が利用する施設を管理する者は、これらを利用する者について、受動喫煙を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない

「全面禁煙」と記述されていないため、
① 努力義務、罰則がないため遵守されない
② 喫煙室・空気清浄機を選択する事業者



喫煙室が不適切な理由③：
肺に充満したタバコ煙が禁煙区域で吐き出される。

5 よくある疑問や反論についてのQ&A
Q：喫煙室を整備すれば良いのではないかと？

福岡空港の喫煙室

掃除業者が肺がんになった時、JTと設置施設は責任を取れるのでしょうか？

喫煙室では、掃除業者の職業的受動喫煙が永年に解決できない

日本の喫煙可の飲食店のPM2.5はPM2.5汚染がひどい日の北京並み

飲食店、宿泊業に競争する342万人の職業的な受動喫煙は大問題(特に、未成年者のアルバイト)

従来の喫煙区域・禁煙区域では、利用者も従業員も受動喫煙あり

神奈川県横浜市麻生区ロイヤルホスト 喫煙席の粉じん計

喫煙席平均：441 µg/m³

禁煙席平均：68 µg/m³

飲食店等では、利用者だけでなく、従業員の受動喫煙こそ深刻な問題

喫煙席平均：441 µg/m³

禁煙席平均：68 µg/m³

条例でロイヤルは全席禁煙化、支障なし

利用者も従業員も受動喫煙ゼロ

従業員保護 = 全面禁煙

自動ドアで仕切っても漏れは防止出来ない！

喫煙席：排気不足で煙がこもるため最高885 µg/m³=北京並み

禁煙席：外出自粛レベルに。結論：双方に不利益な対策

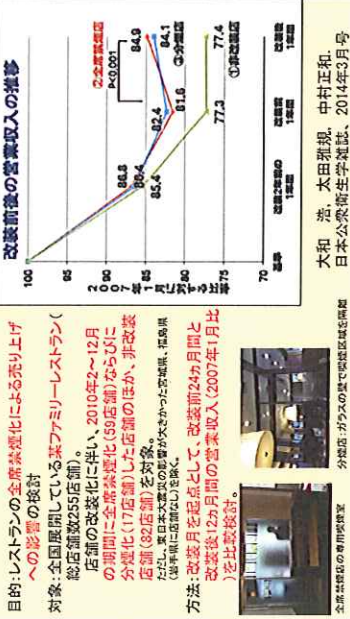
喫煙席平均：441 µg/m³

禁煙席平均：68 µg/m³

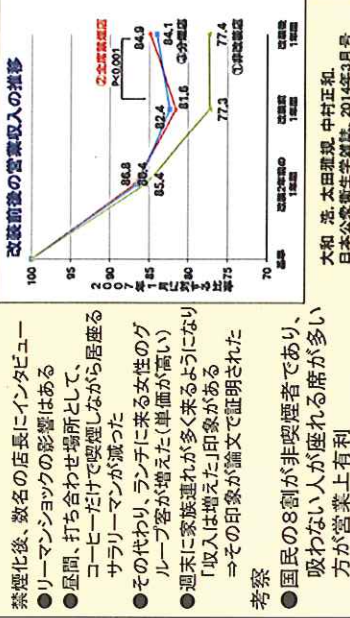
逆に、分煙ができたとしても問題にすべきなのは、喫煙者の利便性ではなく従業員職業的な受動喫煙

分煙店のタバコ煙のシミュレーション → この環境で身内を働かせられますか？

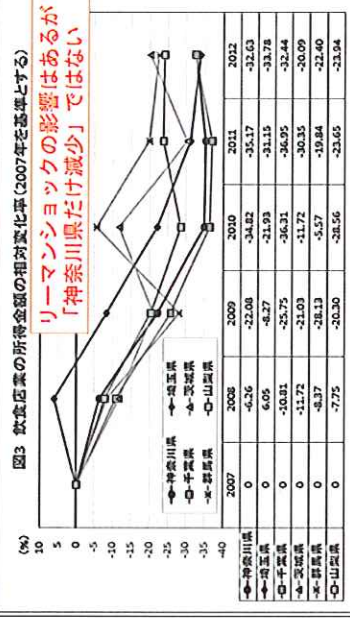
改装に伴う禁煙化で飲食店の営業収入増加



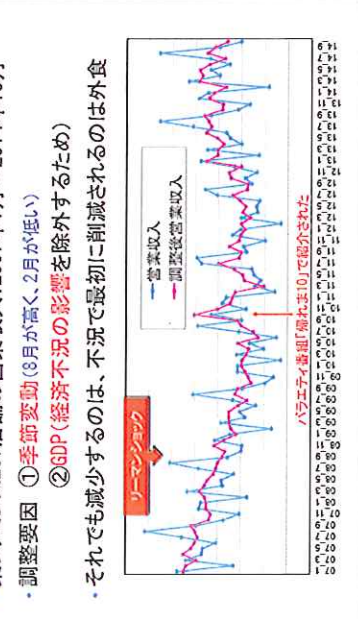
改装に伴う禁煙化で飲食店の営業収入増加



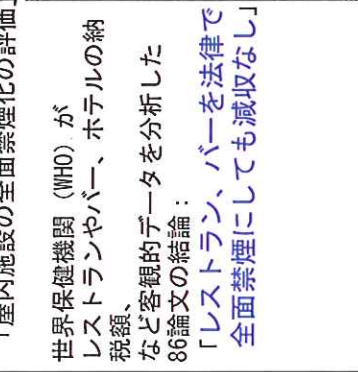
県単位の個人事業課税所得に神奈川県条例の影響なし



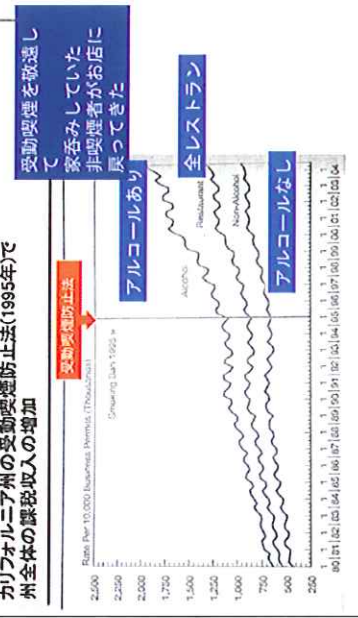
某ファミレス207店舗の営業収入: 2007年1月~2014年10月



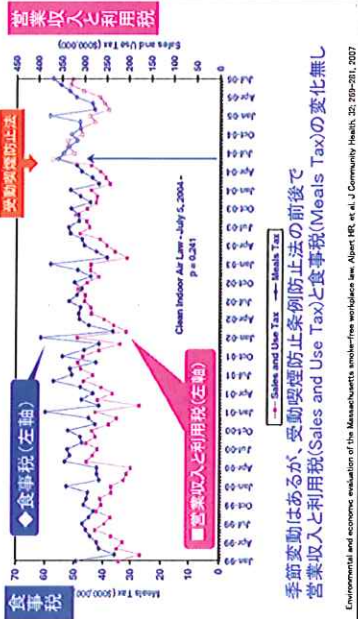
WHOががん予防ハンドブック第13巻(2009年)



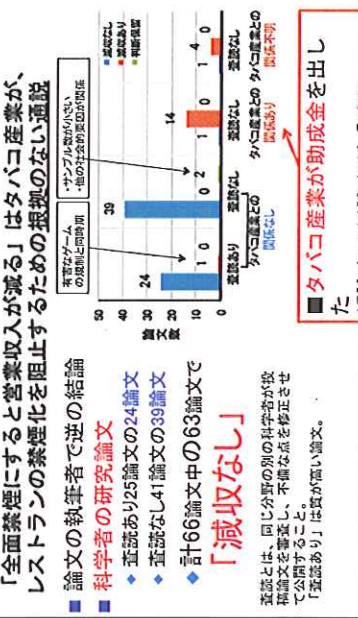
研究者の「査読のある」論文の一例



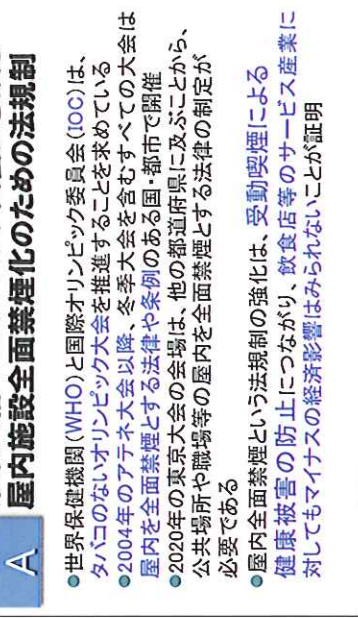
米国マサチューセッツ州: 食事故、営業収入と利用税の分析

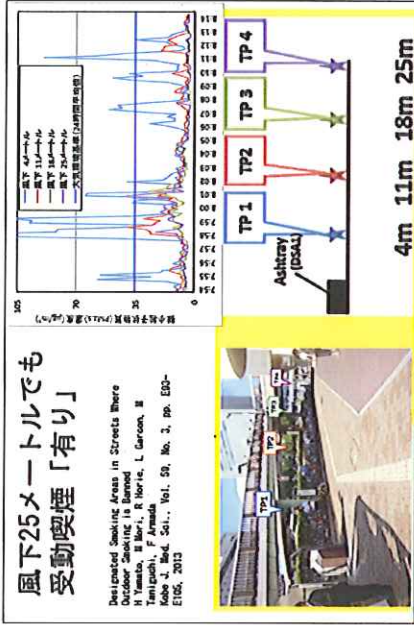


取り組むべきことは何か? ⇒ 屋内全面禁煙



東京五輪・パラリンピック大会のための法規制





お知らせ

本喫煙所は、G7神戸県議大会の開催を契機とした「KOBE 禁煙・受動喫煙防止推進チーム」の一環として、平成28年9月1日から当面の間、休止しております。市内のみなさまに、路上喫煙禁止地区内での喫煙にご協力をお願いいたしますことにより、美しい神戸のまちを築いてまいります。本喫煙所を10月1日(土曜)から再開することになりましたので、お知らせいたします。

平成28年12月1日(水曜)から東灘区が路上喫煙禁止地区に指定されます。東灘区内に設置される喫煙所以外での喫煙は、道路(1,000円)の罰金となります。引き続き、市民のみなさまのご協力をいただき、啓蒙活動を進めたいと考えております。

G7県議大会のために、「当面の間、休止」として問題ないことを確認して、「路上」という上手い方法にとられました。



約1ヶ月とデジタルカメラの時計を一散させた測定結果を厚生労働省に提出
 「受動喫煙防止対策のあり方に関する検討会報告書」H21年3月
 「受動喫煙防止対策について」(健康増進部第2号、平成22年2月25日)に反映

(2) 今後の受動喫煙防止対策は、基本的な方向性として、多数の者が利用する公共的な空間については、原則として全面禁煙であるべきである。特に、子どもが利用する学校や医療機関などの施設をはじめ、屋外であっても、公園、遊園地や通学路などの空間においては、子どもたちへの受動喫煙の被害を防止する措置を講ずることが求められる。

